市民参加協働推進会議と市民検討会の主な意見

No	構成	主なご意見		主なご意見		結果（条文修正等）
1	前文	政策法務	・ 現行条例を廃止して新設条例を制定する場合、制定する理由やタイミングについては、現行条例が制定された経緯を踏まえつつ、整理しておくこと。			・前文のとおり
		意見募集	・条例のみを読んだだけでも、ある程度、上記条例制定の背景とそれを解決するために条例が必要であることが理解できるようにするべきと考える。前文に書き込むか、あるいは「目的」の条立てをするか検討いただきたい。			
2	総論	推進委員	・行政が情報を公開するのは当たり前である。行政が保有する情報を原則公開（オープンデータ）し、市民に委ねる。市民は公開された情報を活用して、自ら積極的に課題を解決する、経済活動（コミュニティビジネス等）に結び付けるぐらいの規定をすべき。			・前文、第１条、第２条、４条のとおり
		推進委員	・理念的な表現が多く、インパクトが足りない。 ・市民が何をするのか、具体的に書いてもよい。			
3	第３条	6.4 市民ＰＴ	・条例の趣旨（できることは自ら取り組むこと）からすると、期待することが多すぎる。 ・解決できないことがあって市に相談したときに、第８号までの例示がないと職員が対応してくれないという不安はある。 ・各号に規定されたことについて、市民と市とどちらが取組むかは流動的である。よって、市民の様々な取り組みに対応できるような規定であれば良い。	6.29 推進会議	・市に情報発信を期待するような文言を追加できないか。 ・市への協力と情報発信は列記してもよいのではないか。 ・新たな条文（案）の提示あり。	・第３条のとおり ※従前（案）の各号は、解釈指針等で例示する
4	第４条以下	-	-	6.4 市民ＰＴ	・第3条が簡素化された分、第4条は市民に寄り添うような市の姿勢が示せると良い。 ・活動の推進には、地域間で情報交換し、気付きを得ることができるような情報共有の場があると良い。	・第４条以下のとおり
		6.29 推進会議	・市の保有する情報は、原則公開となるような強い表現にできないか。			
		5.24 推進会議	・市民自治で重要なのは、市民側の人材育成。近助・共助の取組みを活発化するためには、地域の担い手を増やしたり、リーダーを育てることである。 ・地域のことを地域でやっていけば自分たちで人材を育成できるのではないか。	6.4 市民ＰＴ	・第２条の積み重ねが人材育成に繋がるのではないか。 ・第４条以下で検討	
		5.24 推進会議	・市民からワークショップ等の企画提案があった場合の相談窓口がわからない。対応窓口について記載できないか。			
		6.29 推進会議	・行政の作る文章はわかりにくい。 ・現行条例が入ってくるとわかりにくい。			
5	その他	6.29 推進会議	・名称ではなく、愛称を公募としてもよいのではないか。			・検討中